

2 昇段審査及び昇段基準

昇段する段位		初段	弐段	参段	四段	五段
昇段できる最少年齢		年度内に満14才に達する者				満20才
受験資格		一級合格者	初段取得者	弐段取得者	参段取得者	四段取得者
評定される形		投の形のうち 手技 腰技 足技	投の形	固の形	柔の形	極の形
試合成績と修行年限	評定	無段における得点, 年限	初段における得点, 年限	二段における得点, 年限	三段における得点, 年限	四段における得点, 年限
	秀	大会成績	全日本柔道選手権大会、世界柔道選手権大会又はオリンピック競技大会柔道競技で3位以上			
		修行年限	半年以上	1年以上	1年以上	1年半以上
	優	得点	10点以上（又は全日本柔道連盟の強化選手に選考されていること）			
		修行年限	1年以上	1年半以上	2年以上	2年以上
	良	得点	6点以上			
		修行年限	1年以上	1年半以上	2年以上	3年以上
	可	得点	3点以上			
修行年限		1年半以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上

注 1 在段年限と得点の関係は、「講道館昇段資格に関する内規」及び「講道館女子柔道昇段資格に関する内規」による。

2 昇段審査は必ず1回以上は受審すること。（昇段審査における得点と公認試合における得点の合計により可否を決定する）

3 試合の結果合格基準に達した者は、形の審査を受けなければならない。形の審査を受け合格しない者は保留とする。

4 形不合格の者については、次回以降順次形の審査を受けなければならない。

5 形の審査結果不合格となり保留している者に対しては、特別に形の講習を実施することができる。講習料は別途定める。

6 本県の紅白試合における勝点数については、「7 紅白試合」に定める成績による。但し各段位に該当する柔道形は別途受審しなければならない。

※ 参考 紅白試合の成績の評価(1)「勝」は昇段審査同様の点数を与える。(2) 連続して4点(初段・弐段は3点)以上の点数を取得した者は埼玉県柔道連盟の昇段審査に合格した者と認定し、一階級以上の段位に推薦する。

7 国際大会又は県を代表して団体試合などに出場し、特に優秀な成績を収めた者は、審議員会の推薦により理事会の承認を得て審査に合格したものとする。

8 公認試合とは県大会以上の大会で、講道館、全日本柔道連盟、関東柔道連合会、本県柔道連盟が主催又は後援している大会をいう。